

府中市住宅確保要配慮者住替支援補助金 事業案内

府中市では、市内の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への入居時に保証人がいない等の理由で入居が困難な一定基準以下の収入の方が、民間家賃債務保証会社等の家賃債務保証契約を締結した際に、その初回保証料の一部を補助します。

入居者の要件

次のすべての項目に該当するもの

- ・入居者の所得が15万8千円以下であること
- ・入居者が生活保護法の住宅扶助又は生活困窮者自立支援法の住居確保給付金を受給していないこと
- ・入居者が過去にこの補助金及び同種の補助金を受けていないこと

対象住宅等の要件

次のすべての項目に該当するもの

- ・市内の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅で、管理開始から10年以内の住宅
- ・低廉化する前の家賃債務保証料の額が適正な水準であること
- ・補助対象者及び専用住宅の賃貸人が入居者に補助対象者以外の保証人を求めないこと

補助対象者（申請者）

家賃債務保証契約に係る初回保証料の低廉化を行った家賃債務保証会社等（ ）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第20条第2項に規定する家賃債務保証業者又は同法第40条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人として都が指定したものに限り

補助金の額

家賃債務保証会社等が入居者の保証料の低廉化に要した額（上限6万円）

〔注意事項〕同一年度中に同一住戸に当該補助を申請する入居が複数回ある場合には、2回目以降の補助上限額は、6万円から1回目の補助額を差し引いた額となります。

申請手続きに必要な書類

- (1) 府中市住宅確保要配慮者住替支援補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 同意書（第2号様式）

- (4) 入居者及び同居者の所得を証明する書類並びに入居者の所得が15万8千円以内であることが確認できる書類
- (5) 申請者が法第20条第2項に規定する家賃債務保証業者又は同法第40条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人として都が指定したものであることを証する書類
- (6) 家賃債務保証契約書の写し、入居者負担額の領収書の写しその他保証料の額を証する書類
- (7) 通常想定される家賃債務保証料を確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

申請手続きのながれ

事前相談

補助対象の可否や市の予算状況の確認等のため、入居者と賃貸借契約及び家賃債務保証契約を締結する前に、事前相談書を用いて市へ相談してください。

契約

入居者と賃貸人との賃貸借契約を締結、これと併せ、入居者と家賃債務保証会社等との家賃債務保証契約を締結してください。

補助金交付申請

申請書に上記の必要書類を添えて、市へ交付申請を行ってください。内容審査の後、適当と認めたときは交付決定通知を送付します。

補助金交付決定

補助金の請求

(手続きの簡素化のため、補助金交付申請書類の提出と同時に請求書を提出いただく場合があります)

補助金の交付

申請者からの補助金の請求に基づき、市より助成金を交付します。

申請先・問合せ

府中市都市整備部 住宅課支援係

〒183-0056 府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎5階

TEL 042-335-4458

FAX 042-335-1140

E-mail jutaku01@city.fuchu.tokyo.jp